

認められた者に対して本協会が認定する。

- ③ B級審判員の審判ライセンスは、C級審判員のうちから、B級審判ライセンス認定講習会において適格と認められた者に対して所属の都道府県バスケットボール協会が認定する。なお、認定にあたっての審査基準については、本協会審判委員会が定める。
- ④ C級審判員の審判ライセンスは、C級審判ライセンス認定講習会において適格と認められた者に対して所属の都道府県バスケットボール協会が認定する。なお、認定にあたっての審査基準については、本協会審判委員会が定める。
- ⑤ D級審判員の審判ライセンスは、D級審判ライセンス認定講習会において適格と認められた者に対して所属の都道府県バスケットボール協会が認定する。なお、認定にあたっての審査基準については、本協会審判委員会が定める。
- ⑥ E級審判員の審判ライセンスは、E級審判ライセンス認定講習会において適格と認められた者に対して本協会が認定する。
- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、本協会は、外国で審判資格を取得した者については、その技能により適切な審判ライセンスを適宜認定することができる。

第7条〔審判ライセンスの有効期間〕

審判ライセンスの有効期間は、次のいずれか該当する種別に定めるとおりとする。

種別	審判ライセンスを新規に取得する場合	審判ライセンスを更新する場合
S級審判員	審判ライセンス認定日が属する年度の翌	4月1日から当該年度の最終日(3月31日)まで
A級審判員	年度の4月1日から当該年度の最終日(3月31日)まで	
B級審判員		
C級審判員	審判ライセンス認定日から当該日が属する年度の翌年度以降最初に到来する西暦奇数年度の最終日(3月31日)まで	西暦偶数年度の4月1日から翌年度の最終日(3月31日)まで
D級審判員		
E級審判員		

第8条〔審判ライセンス認定講習会〕

- ① 本協会は、S級審判ライセンス認定講習会を年2回以上、A級審判ライセンス認定講習会を各ブロックにおいてそれぞれ年1回以上、またE級審判ライセンス認定講習会を随時開催する。
- ② 都道府県バスケットボール協会は、B級、C級およびD級審判ライセンス認定講習会をそれぞれ年1回以上開催する。なお、当該講習会の開催基準については、本協会審判委員会が定める。
- ③ 審判ライセンス認定講習会を受講しようとする者は、本協会審判委員会が定める受講条件を満たさなければ当該講習会を受講することができない。
- ④ 審判ライセンス認定講習会の受講者は、次のいずれか該当する種別に定める受講料を当該講習会主催協会に納付しなければならない。

種別	一般 (当該年度開始日(4月1日)現在において、18歳以上である受講者)	U18 (当該年度開始日(4月1日)現在において、18歳未満である受講者)
	S級審判ライセンス認定講習会	20,000円
A級審判ライセンス認定講習会	7,000円	—
B級審判ライセンス認定講習会	5,000円	1,000円
C級審判ライセンス認定講習会	4,000円	1,000円
D級審判ライセンス認定講習会	3,000円	1,000円
E級審判ライセンス認定講習会	1,080円	1,080円

第9条〔審判ライセンス更新講習会〕

- ① 本協会は、審判員の技能の維持・向上および審判ライセンスの有効期間の更新を目的として、S級審判ライセンス更新講習会を年2回以上、A級審判ライセンス更新講習会を各ブロックにおいてそれぞれ年1回以

上、またE級審判ライセンス更新講習会を随時開催する。

- ② 都道府県バスケットボール協会は、管轄する審判員の技能の維持・向上および審判ライセンスの有効期間の更新を目的として、B級審判ライセンス更新講習会を年1回以上、C級およびD級審判ライセンス更新講習会を、それぞれ2年に1回以上開催する。なお、当該講習会の開催基準については、本協会審判委員会が定める。
- ③ 審判ライセンス更新講習会を受講しようとする者は、本協会審判委員会が定める受講条件を満たさなければ当該講習会を受講することができない。
- ④ 審判ライセンス更新講習会の受講者は、次のいずれか該当する種別に定める受講料を当該講習会主催協会に納付しなければならない。

種別	一般	U18
	(当該年度開始日(4月1日)現在において、18歳以上である受講者)	(当該年度開始日(4月1日)現在において、18歳未満である受講者)
S級審判ライセンス更新講習会	30,000円	—
A級審判ライセンス更新講習会	7,000円	—
B級審判ライセンス更新講習会	4,000円	1,000円
C級審判ライセンス更新講習会	2,000円	1,000円
D級審判ライセンス更新講習会	2,000円	1,000円
E級審判ライセンス更新講習会	1,080円	1,080円

第3節 審判員の登録

第10条〔審判ライセンス取得者の登録義務〕

本協会または都道府県バスケットボール協会より審判ライセンスを認定された審判員は、本協会に登録し、第12条〔審判員の登録料〕に規定する登録料を納付しなければならない。なお、登録手続きが完了しない限り、認定された審判ライセンスは有効とならない。

第11条〔審判員の新規登録・登録更新手続き〕

審判員は、新規に登録する場合は本協会審判委員会が定める期限内に、登録を更新する場合は原則として毎年前年度の3月末日までに、本協会の定める会員登録管理システムを使用し、登録料の納付を含めた本協会への新規登録または登録更新手続きを完了しなければならない。

第12条〔審判員の登録料〕

審判員は、次の各号のいずれか該当する種別に定める登録料を、毎年度本協会および所属する都道府県バスケットボール協会に納付しなければならない。

(1) 一般(当該年度開始日(4月1日)現在において、18歳以上である審判員)

種別	基本審判員登録料(年間)	都道府県バスケットボール協会 審判員登録料(年間)
S級審判員	25,000円	5,000円
A級審判員	10,000円	5,000円
B級審判員	4,000円	4,000円
C級審判員	3,000円	3,000円
D級審判員	2,000円	2,000円
E級審判員	1,500円	1,000円